

登園許可証

おひさま保育園

園児名 _____ (満 歳)

↓ 該当する病名に○印

| | |
|--|------------------------|
| | インフルエンザ (A ・ B ・ 新型) |
| | 百日咳 |
| | はしか (麻疹) |
| | おたふくかぜ (流行性耳下腺炎) |
| | 三日ばしか (風疹) |
| | 水ぼうそう (水痘) |
| | プール熱 (咽頭結膜熱) |
| | 結核 |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 |
| | (その他) |

上記の病気で感染の恐れもなく、集団生活ができる状態になりますので、平成 年 月 日より登園を認めます。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名 _____ 印

登園許可証の取り扱いについて

集団生活の場においては多くの園児に感染が拡大しないよう配慮する必要があります。感染症が回復し、再び登園される時には医師による治癒証明が必要となります。

園所定の『登園許可証』をお医者様にお持ちいただき、証明を頂いて下さい。原則として『登園許可証』のご提出がない限り、登園は出来ません。

◎第二種感染症等の登園停止期間

(学校保健安全法施行規則 2012年4月改正)

| 病名 | 登園基準 |
|---------------------|---|
| インフルエンザ | 発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後三日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または五日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで |
| はしか(麻疹) | 発疹に伴う熱が下がり、三日を経過するまで |
| おたふくかぜ (流行性耳下腺炎) | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが始まった後五日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで |
| 三日ばしか(風疹) | 発疹が消失するまで |
| 水ぼうそう(水痘) | すべての発疹が、かさぶたになるまで |
| プール熱(咽頭結膜熱) | 解熱後主要症状が消えて二日を経過するまで |
| 結核 | 病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | |
| その他 | 以下の病気についても登園許可証の対象となります(登園の目安については、診察した医師の判断によります)。 溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑(りんご病)・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)・ウイルス性肝炎・RSウイルス感染症・帯状疱疹・伝染性膿痂疹(とびひ) |

※上記以外に、医師の判断で登園停止になる場合があります。